

## 福祉のまちづくりの変遷

1950年(昭和25)に制定されたわが国の建築基準法は、日本国憲法第25条に規定する「生存権」を根拠としている。国民の生命と健康や財産を守るため、法律によって詳細に建築物の敷地、構造、設備や用途等に関する最低限の基準を定めている。

いっぽう、1970年代の障害当事者運動を契機とするわが国の福祉のまちづくりは、1973年(昭和48)に厚生省(現、厚生労働省)が身体障害者福祉モデル事業として、人口20万人以上の市を指定して福祉のまちづくり事業をスタートさせている。それと同時に建設省(現、国土交通省)が道路の歩道段差切り下げ基準の通達を行い、バリアとなっていた車道と歩道との段差を解消し、車いす使用者も通れるようにバリアフリー化を行っている。

地方自治体における動きとしては、東京都の町田市が1974年(昭和49)に全国に先駆けて「障害者の生活環境を整備するための要綱」を策定している。これは、日本初の車いすで移動可能なまちづくりを目標としたものであり、新築する公共施設のバリアフリー化を求める内容であった。バリアフリー化に当時の地方自治体として真っ先に取り組んだ町田市は福祉先進都市といわれ、その取り組みは社会から注目され、全国各地の自治体に大きな影響を与えた。

その流れを受け、1976年(昭和51)に京都市が「京都を車いすで自由に歩ける町にしよう」という発想から市内の百貨店、劇場、映画館、銀行、病院、学校、駅舎など不特定多数の人々が利用する各種施設を対象に、車いす使用者が利用できるようにと福祉環境整備基準を設けている。その後、1979年(昭和54)には「障害者福祉都市推進事業」を国は定め、人口10万人以上の都市すべてを対象としてこの事業を策定している。

こうした福祉のまちづくりの動きは、1992年(平成4)に心身障害者対策基本法で「国及び地方公共団体は障害者の生活と安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、障害者の日常生活に適する住宅の整備を促進するよう必要な対策を講じなければならない」(第22条)、また「公共的施設を障害者が円滑に利用できるようにするための施設の整備に配慮」(第22条の2)することを明文化している。1983年(昭和58)には、「公共交通ターミナルにおける身体障害者施設整備ガイドライン」を運輸省(現、国土交通省)が策定し、最初のバリアフリーに関する法律として制定された。

1994年(平成6)にはわが国の高齢化の流れと相まって、今日の福祉のまちづくりの設置基準の基となる「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称ハートビル法)が制定され、建築物のバリアフリー化を義務付けている。同時に「高齢者、障害者等を含むすべての人々が自立し、尊厳をもって社会の重要な一員として参画し、世代を超えて交流することが可能な社会、これこそが福祉社会の基本目標」という「生活福祉空間づくり大綱」を示し、国は本格的に生活環境整備に取り組む姿勢を明示した。

こうした国の動きと連動して、全国の各地方自治体は「福祉

のまちづくり条例」を制定して、不特定多数の人々が利用する建築物のバリアフリー化に本格的に着手した。

1970年代の車いす当事者によるまちづくり運動によって、わが国の福祉のまちづくりは産声を上げ、現在のバリアフリー化を義務とする各種法律を生み出した。

## 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

このハートビル法は、1994年(平成6)6月に公布され、同年9月に施行された法律である。また、この法律はわが国ではじめて「バリアフリーデザイン」を目的としたアクセス法であり、建築設計の技術基準として全国に共通なバリアフリーデザイン基準を法的に位置付け、それまでの各自治体による取り組みを整理した。また、ハートビル法は優れた整備を行う建築主に対して、税制上の優遇措置や容積率の割り増し制度を設け、建築工事費の助成、融資制度等も行っている。

この法律が目標とする事柄は、「誰もが必然的に老いを迎え、障害をもつ可能性を有するという基本的考え方に立って、高齢者・障害者等を例外的弱者としてとらえ、特別な措置を実施するのではなく、社会全体を通じて、従来の高齢者・障害者等の利用を想定せずに講じられていた措置全般にわたって高齢者・障害者等への配慮が当然に組み込まれていくようにする等、すべての国民が一生を通じ豊かな生活を送ることができるような施策体系の確立に向けて積極的に取り組んでいくことが必要である。(中略)…とりわけ、建築物の建築にあたっては、従来のように経済活動中心、成人中心といった効率優先の考え方から、高齢者から幼児まですべての人々が共生する場の創出という考え方への転換が求められている。」としている。

ハートビル法の目指すところは、高齢者・障害者等を特別視することなく、万人が利用可能な環境作り(ユニバーサルデザイン)を目指すものとしていることである。

この法律が対象とする建築物は、デパート、ホテル、店舗、飲食店、公衆便所などである。その不特定かつ多数の人の利用する建築物の建築主は、建物の出入口、廊下、階段、トイレなどを高齢者や身体障害を有する人々が安心して気持ちよく利用できるようにすることに努めなければならないとしている。

この法律は障害者の自立生活を支援するうえで環境ハード面での重要な法律である。1973年(昭和48)の「身体障害者モデル都市事業」がスタートした当時を知る筆者にとっては、このハートビル法は画期的な法律であり、感慨深い、隔世の感がある法律である。

しかし、法的基準に該当する施設は2,000㎡以上となっており、まだまだ「衣食住」をカバーする、日常生活に密着する施設には繋がっていない。

わが国の福祉のまちづくりは、多くの人々の知恵と努力により今日まで継承され、「万人のための社会(Society for All)」を具現化する施策として、現在も各地で展開している。